

## 審 査 基 準

令和3年4月16日作成

法 令 名：兵庫県道路交通法施行細則
根 拠 規 定：第2条第2項第7号
処 分 の 概 要：通行禁止、駐車禁止、時間制限駐車区間除外指定車標章の交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会（兵庫県警察本部交通部交通規制課長）
法 令 の 定 め：根拠規定に同じ。
審 査 基 準：別紙1（審査基準）のとおり
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、交通部交通規制課又は用務に係る区域を管轄する警察署に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部交通規制課駐車管理係 078-341-7441（内線5167・5177）
備 考：

## 別紙 1（審査基準）

許可の申請を受理した公安委員会は、当該申請に係る対象車両が兵庫県道路交通法施行細則第 2 条第 2 項第 7 号に該当する場合には交付するものとする。

なお、用語の解釈は次のとおりとする。

### 1 兵庫県道路交通法施行細則第 2 条第 2 項第 7 号関係

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく調査等その他国又は地方公共団体が実施する感染症の予防に関し必要な措置のため使用中の自動車とは、感染症の患者の移送、発生の予防又はまん延を防止する措置のために使用中の自動車をいう。

イ 緊急を要する修復工事のため使用中の車両とは、各施設の破損等により、現に人の日常生活に著しく支障をきたしており、これを緊急に修復しなければならない場合に使用する車両をいう。

ウ 道路標識等の設置又は維持管理とは、設置又は撤去若しくは維持管理のため使用する車両をいう。

エ 公害調査とは、環境の状況の把握、環境の変化の予測に関する調査を実施するため使用する車両をいう。

オ 郵便物の集配とは、郵便物のみを集配するため使用する車両をいう。

カ 強制執行等とは、裁判で出された結論が任意に実現されない場合に、強制的に実現するため使用する車両をいう。